

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

### 香川県公安委員会規則第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(少年指導委員の活動区域等) 第15条 略</p> <p>(1)～(11) 略 (12) <u>香川県三豊警察署</u>の管轄区域 (13) 略 2～6 略</p>	<p>(少年指導委員の活動区域等) 第15条 少年指導委員規則第2条第1項の規定により定める少年指導委員の活動区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1)～(11) 略 (12) <u>香川県高瀬警察署</u>の管轄区域 (13) 略 2～6 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。